2022
6
NO.247

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

発行：一般社団法人
江戸川北青色申告会
〒132-0021
江戸川区中央 1-2-18
TEL03（3656）0621
FAX03（3656）1104

知っておきたい！インボイス制度

令和 5 年 10 月 1 日に開始するインボイス制度に備え、江戸川北税務署と共催で説明会を開催します。
ご自身が登録申請する・しないを決定していくためにも一度ご参加ください。

●日　時：**6 月 28 日 (火)**
●場　所：**タワーホール船堀 4F 研修室**
●時　間：**午前の部 9:30-11:30**
　　午後の部 14:00-16:00(同一内容)
【予約制】当会へお電話にてお申し込みください。

適格請求書（インボイス）とは…

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

国税庁公式サイトへ

特設サイトへ

源泉指導会について

源泉相談の方法が変わります

上半期分の源泉指導会※は
7 月 1 日 (金)～7 月 8 日 (金) です

【諸注意・必ずお読みください】

- **予約なしの来局順受付**となります。
※但し、従業員数が **5 名以上の場合は事前にご連絡ください。**
- **朝 9 時より受付順でご案内いたします。**
- 職員の指名は行えません。
- 期間中の源泉以外のご相談は、改めて別日にご予約ください。

【持ち物】

- 前年の源泉徴収簿、納付書
- 今年の源泉徴収簿
- 扶養控除等異動申告書
- 源泉所得税の徴収高計算書 (納付書)

案内看板を設置しました

京葉交差点（セブンイレブンさん横）に当会の案内看板を設置しました。こちらを目印にお越しください。

▲現在地から見た地図もあります (右部)

会計ソフトを始めませんか？！

- 複式簿記で帳簿をつけることで **55(65) 万円の青色申告特別控除**を目指すことができます。
  ※65 万円控除の適用には、55 万円の青色申告特別控除の要件に加えて e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うことが必要です。
- 会計ソフトを始めるには**この時期が最適！**余裕を持って進められます◎
- 職員が**マンツーマン**で入力方法をお伝えするので安心です。

Point!

ツカエル青色申告オンラインを使用します。
13,200 円 (年 / 指導料、使用料込) を頂戴します。

まずは相談！
ご予約受付中！

令和3年分決算相談報告

確定申告期の決算相談は、多くの会員の皆様からご利用ご相談がありました。

また「東京税理士会江戸川北支部」の税理士の先生方による「e-Tax代理送信」も行われました。

また、江戸川北税務署内で決算書相談を行える「青色コーナー」のお手伝いも行って参りました。ご協力頂いた皆様ありがとうございました。

決算相談件数	税理士代理送信
4, 573件 (2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)	出向数　延67名 送信件数　2,345件 (所得税・消費税含む)

～名前も新たに！～基礎説明会

4月26日（火）・27日（水）・28日（木）の3日間、事務局3Fにおきまして基礎説明会を開催しました。

前年度までは新規入会の方を対象としていたものを、今年度より基礎説明会と名前を改め、もう一度基礎から学びたいという方に対しても参加していただけるよう、対象範囲の拡大をさせていただきました。

3日で総勢17名と多くの会員様にご参加いただき、約半数の方が既に以前からご利用頂いている会員の方でした。その中で「今までいまいち分かっていなかった所が分かった」とうれしいお言葉もいただく事ができました。

今後の開催は【不動産：5月30日（月）と6月15日（水）・事業：5月31日（火）と6月16日（木）と17日（金）】を予定しています。皆様のご参加をお待ちしております。

▲源泉所得税について説明

新規入会者以外の方のご参加も歓迎！

江戸川北税務署からのお知らせ

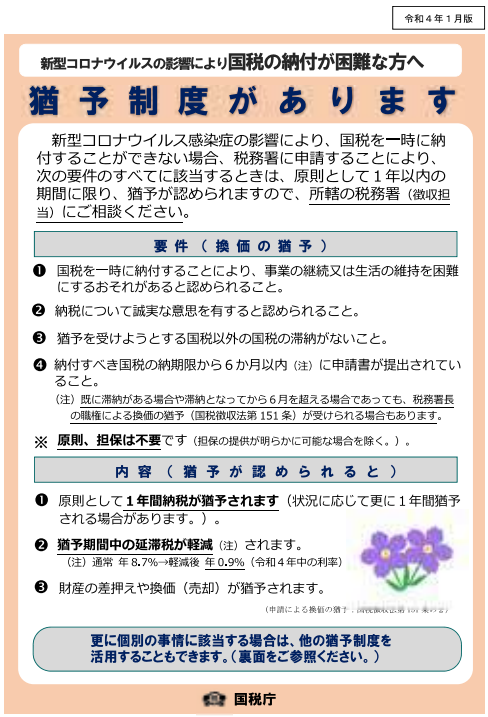
令和４年１月版

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶 予 制 度 が あ り ま す

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として１年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要 件 （ 換 価 の 猶 予 ）

❶ 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。

❷ 納税について誠実な意思を有すると認められること。

❸ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。

❹ 納付すべき国税の納期限から６か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから６月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第 151 条）が受けられる場合もあります。

※ **原則、担保は不要**です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内 容 （ 猶 予 が 認 め ら れ る と ）

❶ 原則として**１年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）。

❷ **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）されます。
（注）通常 年 8.7%→軽減後 年 0.9%（令和４年中の利率）

❸ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第 151 条の２）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

国税庁

次のような個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個 別 の 事 情 の 具 体 例 （ 納 税 の 猶 予 ）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価額等に相当する金額
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内 容 （ 猶 予 が 認 め ら れ る と ）

❶ 原則として**１年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）。

❷ **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）**又は免除**されます。
（注）通常 年 8.7%→軽減後 年 0.9%（令和４年中の利率）

❸ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（納税の猶予：国税徴収法第 151 条）

猶 予 の 申 請 方 法 等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
  - ▶ **提出は、便利な e-Tax をご利用ください！** スマホやタブレットでも申請できます！
  - ※ 郵送でも可能です(様式は国税庁ＨＰから入手可能)。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても猶予の制度が設けられています。
地方税については都道府県のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
都道府県：https://www.soumu.go.jp/menu_kyoutsuu/important/kinkyu02_000389.html
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/etf/newpage_10025.html

国税の猶予の詳細はこちら

国税庁

専門家による 無料相談会のお知らせ

＼ 6月より！ ／

ご予約ください
TEL 03-3656-0621

税理士無料相談会

東京税理士会江戸川北支部の
税理士先生と個別に
税に関する相談が行えます。

相談日	予約時間
6月 1日（水）	① 10：00
7月 6日（水）	② 11：00
8月 3日（水）	③ 13：00
9月 7日（水）	④ 14：00
	⑤ 15：00
	⑥ 16：00

司法書士無料相談会

司法書士先生と
個別に相談が行えます。
事業継承や相続登記のご相談に!

>> 随時 受け付けております。

相続に関すること、遺言書の作成、その他認知症に関するお手続きなどについてお困りのことがあればご相談ください。
あわせて、贈与などに伴う名義変更や不動産に設定されている担保の解除などのご相談も受け付けております。

「生きる」を創る。
Aflac
アフラック

会員・準会員・専従者さまですと‥

●アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
●すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

（一社）江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル 0120－777－596

江戸川都税事務所からのお知らせ

6月は固定資産税・都市計画税第１期分の納期です（23 区内）

６月１日にお送りした納付書により、６月３０日（木）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

スマホアプリ

au PAY　d払い　Jcoin　LINE Pay　PayB　PayPay　モバイルレジ

クレジットカード

インターネットの専用サイトから納税が出来ます。

インターネットバンキング　モバイルバンキング　ATM

ペイジー にて納税ができます。

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、６月１０日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第１期分からの口座振替が可能です。

コンビニ

窓口

金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁の窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】
＜課税について＞　土地・家屋が所在する区にある都税事務所
＜納税について＞　所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法
▶▶▶

太陽光発電システムを設置した東京ゼロエミ住宅に対する不動産取得税を減免します

【減免対象】

令和４年４月１日から令和７年３月 31 日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）のうち、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得（ただし最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限る）

①　太陽光発電システム（※）を設置していること
②　水準２又は水準３の基準を満たしていること
（※）助成対象のものに限る。

主税局 HP　環境局 HP

【減免される税額】

５割（①及び②のいずれにも該当する場合は 10 割）

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。
この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。詳しくは主税局ＨＰをご確認ください。

▶▶事務局カレンダー

6月　1日	税理士無料相談会
6月　6日	青色ドック (AM 休館)
6月　15 日・16 日・17 日	基礎説明会
6月　28 日	インボイス制度説明会
6月　24 日	職員研修のため事務局休館

青色アプリを スマートフォンから ダウンロード！

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう